

令和7年9月22日
長野県信用農業協同組合連合会

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

JAグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。そのなかで当会は、県内各地区単位のJAが行っている信用事業の県域段階組織として、県下JAの活動をサポートするとともに、より広いエリアでの金融サービスを提供する使命を担っております。

当会では、この理念および使命のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、当会のみならず、県下JAの本所所属部を通じたサポート、情報提供を通じて県下JAの組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するとともに、当会を直接利用するお客さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

1. お客さまへの最適な商品提供

(1) 当会は、お客さまに提供する金融商品について、特定の投資運用会社に偏向することなく、社会情勢や投資信託の運用方針、手数料の水準等を総合的に勘案し、最適な商品の選定に努めます。また、当該商品を組成する投資運用会社におけるプロダクトガバナンスの実効性を確保するための取組みを確認し、商品の選定をしております。

JAバンク全体として、金融商品を購入したお客さまの属性および販売状況に関する情報等を投資運用会社に提供するなど、情報連携を行い、製販全体でお客さまの最善の利益の実現を目指します。なお当会は、金融商品の組成に携わっておりません。【原則2本文および（注）、原則3（注）、原則6本文および（注2、3、6、7）、補充原則1～5本文および（注）】

2. お客さま本位のご提案と情報提供

(1) 長野県JAグループにおいて、JAの補完機能的な役割を担う当会としては、お客さまの大宗が法人顧客であり、個人のお客さまは貯金、貸出のお取引の

ある法人関連（代表者や従業員）、JA グループ内の県域組織関連の職員等のお客さまが中心である特性を踏まえ、当会自身の個人のお客さまに対しては一段の注意を払い、お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的をヒアリングすることを第一義に、そのヒアリング結果と、投資運用会社が販売対象として想定したお客さま属性が適合しているかを判断し、お客さまにふさわしい商品のご提案および販売を行います。【原則 2 本文および（注）、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、3、4、5）】

- (2) お客さまの投資判断に的確・迅速に対応できるよう商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。【原則 4、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】
- (3) お客さまにご負担いただく手数料について、特に簡潔明瞭にお示しできるよう、「販売用資料」「重要情報シート」や「交付目論見書」を活用し、お客さまの投資判断に資するように、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。【原則 4、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】

3. 利益相反の適切な管理

- (1) お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、当会規程に定める「利益相反管理方針」および「自己取引承認事務手続」に基づき取引の様態・規模・金額等による制限なく、適切に管理し、お客さまの保護を適正に確保します。【原則 3 本文および（注）】

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

- (1) 県下 JA の指導機関として、より良い提案を行うための人材育成について、年間を通じた研修会や研修コンテンツを充実させ、当会および県下 JA 職員のスキルアップ、能力向上に努めてまいります。また、人材育成における県域独自プログラムを構築し、継続的に人材育成を図ってまいります。【原則 2 本文および（注）、原則 6（注 5）、原則 7 本文および（注）】

（※）上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2024 年 9 月改訂）との対応を示しています。